

池田市こころといのちを守る総合対策計画  
(第2次池田市自殺対策計画)

(素案)

令和6年(2024年)2月

池田市

## 目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけと期間	2
第2章 池田市の現状	3
1 池田市における自殺の現状	3
2 前計画の取組状況	13
第3章 計画の基本的な考え方	19
第4章 重点施策	23
1 こころの健康づくりを進める	23
2 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す	24
3 社会的な取組で自殺を防ぐ	25
4 自殺対策に関わる人材の養成及び資質の向上を図る	27
5 適切な精神科医療を受けられるようにする	28
6 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ	29
7 遺された人の支援を充実する	30
8 関連施策との有機的な連携と民間団体等との協働を推進する	31
9 子ども・若者・女性の自殺対策を推進する	32
第5章 本市の自殺対策関連事業	33
第6章 計画の推進	43
1 推進体制	43
2 進行管理	43
参考資料	44

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景と目的

### (1) 国や大阪府の動向

全国の年間自殺者数は、平成10年(1998年)に急増して以来、14年連続して3万人を超える状態が続いていましたが、平成18年(2006年)に自殺対策基本法が施行されて以降、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数は減少傾向に転じ、令和元年(2019年)は最少の20,169人となりました。しかし、新型コロナウイルス感染症発生後の令和2年(2020年)は21,081人と増加、令和4年(2022年)は21,881人となるなど変動が続いています。

国においては、令和4年(2022年)10月に、新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、女性や子ども・若者の自殺者数が増加していること等を踏まえ、女性に対する支援の強化や、こども家庭庁に子どもの自殺対策の司令塔として自殺対策室が設置されるなど、体制の整備が進められています。

大阪府においては、平成24年(2012年)に「大阪府自殺対策基本指針」を策定して、総合的に自殺対策を進めており、令和5年(2023年)3月には、これまで進めてきた基本指針をより充実させ、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざした「大阪府自殺対策計画」を策定しています。

### (2) 計画策定の目的

本市の自殺者数は、平成23年(2011年)をピークに増減を繰り返しつつ減少傾向にありましたが、令和4年(2022年)には増加の兆候がうかがえます。

こうした状況の中、平成31年(2019年)3月に「池田市自殺対策計画」(以下「前計画」とします。)を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない ともに支え合い、命を大切に思える地域社会の実現」を基本理念として掲げ、市民の暮らしに密着した広報、啓発、相談支援等をはじめとして、本市の特性に応じた対策に取り組んできました。

前計画の最終年度にあたり、これまでの取組をさらに発展させ、地域の実情に即した自殺対策を横断的に推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響や子ども・若者、女性の自殺者数増加など、喫緊の課題へ対応するため令和4年(2022年)10月に見直された国の自殺総合対策大綱の理念に沿い、「池田市こころといのちを守る総合対策計画(第2次池田市自殺対策計画)」(以下「本計画」とします。)を策定します。

## 2 計画の位置付けと期間

---

### (1) 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」として、本市における自殺対策推進の基本的な計画となるものです。

策定にあたっては、「自殺総合対策大綱」や「大阪府自殺対策計画」等の内容を踏まえつつ、「第7次池田市総合計画」の部門別計画として、本市の健康、福祉、人権に関する計画等、関連する他の計画との整合を図りながら策定するものです。

### (2) 計画の期間

本計画の期間は、国や大阪府の動きや自殺の実態、社会状況の変化等を踏まえ、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間とします。

## 第2章 池田市の現状

### 1 池田市における自殺の現状

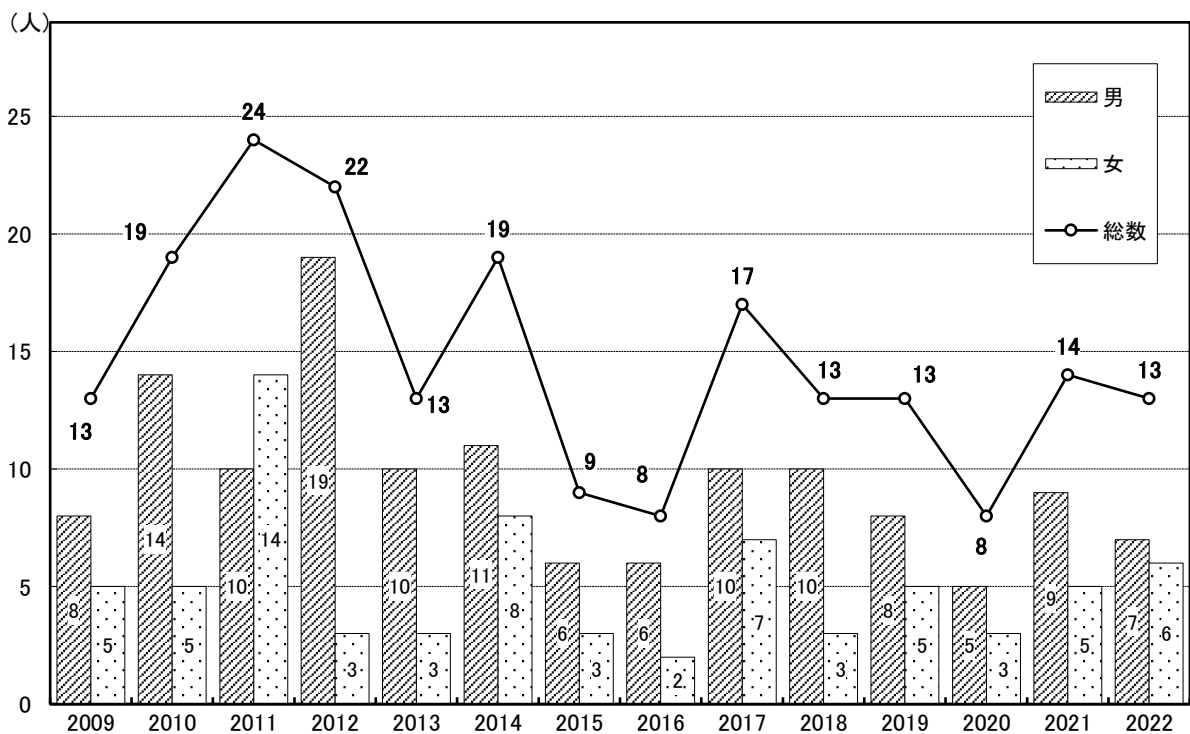
#### (1) 池田市の自殺の状況

##### ① 池田市の自殺者数の年次推移

池田市における自殺者数は、平成23年(2011年)の24人をピークに増減を繰り返しつつ減少傾向にありましたが、令和4年(2022年)には13人となり増加の兆候がうかがえます。

性別にみると、平成23年(2011年)を除き各年において男性の自殺者が多くなっています。

池田市における自殺者数の年次推移

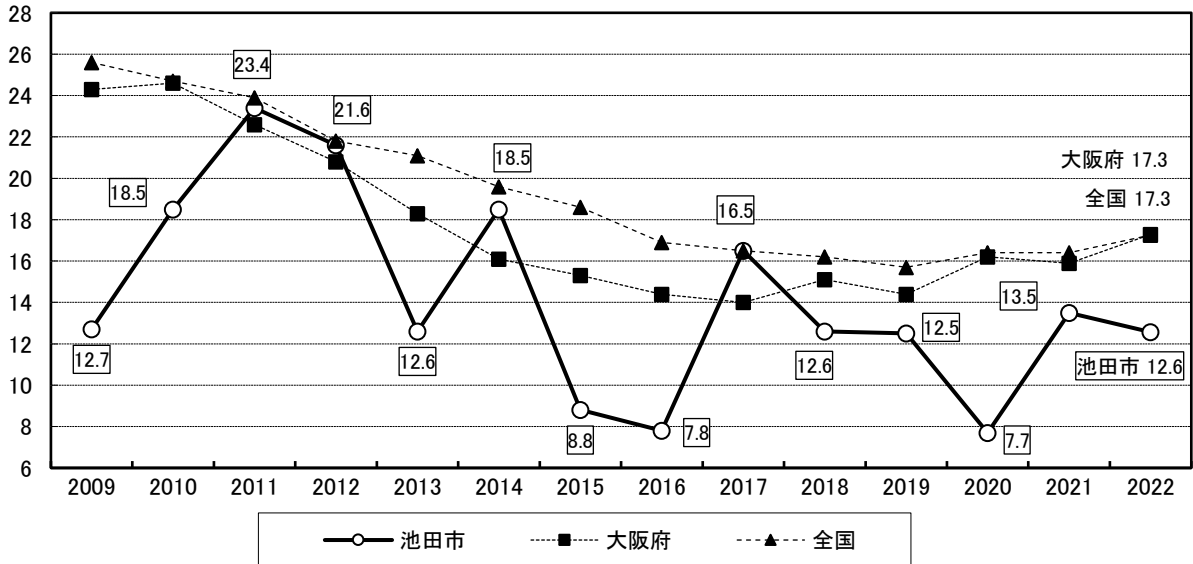


出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

## ② 池田市の自殺死亡率の年次推移

自殺死亡率をみると、令和4年(2022年)では人口10万人に対しての割合で12.6となっており、各年で増減しつつも概ね国・府を下回る形で推移しています。

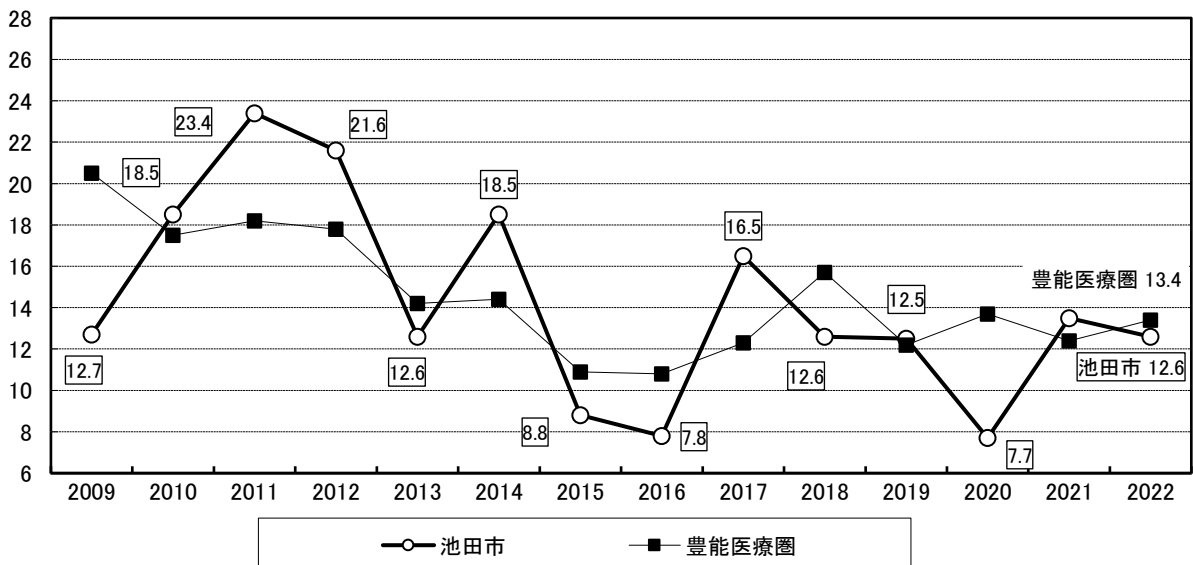
池田市における自殺死亡率の年次推移



出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」

豊能医療圏と比べても、池田市は各年での増減幅が大きな状態で推移しています。

豊能医療圏との自殺死亡率の比較



※豊能医療圏とは、豊中市・池田市・吹田市・箕面市・豊能町・能勢町で構成される圏域です。

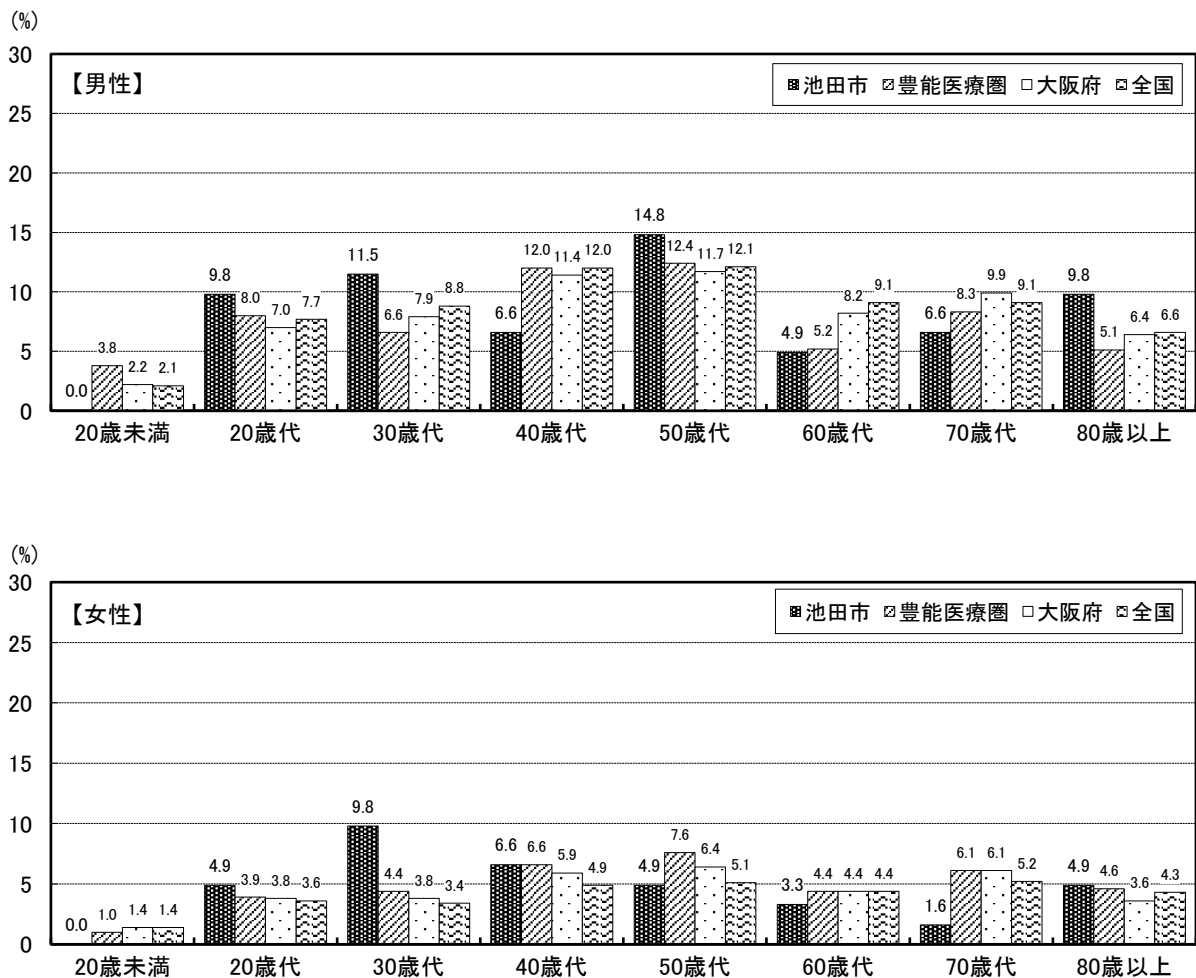
出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」

### ③ 性別・年代別の自殺割合・自殺死亡率

性別・年代別に自殺割合をみると、男性では50歳代が14.8%と最も多く、次いで30歳代が11.5%、20歳代と80歳以上がそれぞれ9.8%などと続いています。また、20・30歳代、50歳代、80歳以上では国・府・豊能医療圏と比べても多くなっています。

女性では、30歳代が9.8%と最も多く、次いで40歳代が6.6%などと続いています。また、20歳代、30歳代、80歳以上では国・府・豊能医療圏と比べても多くなっています。

性別・年代別の自殺割合（2018～2022年平均）

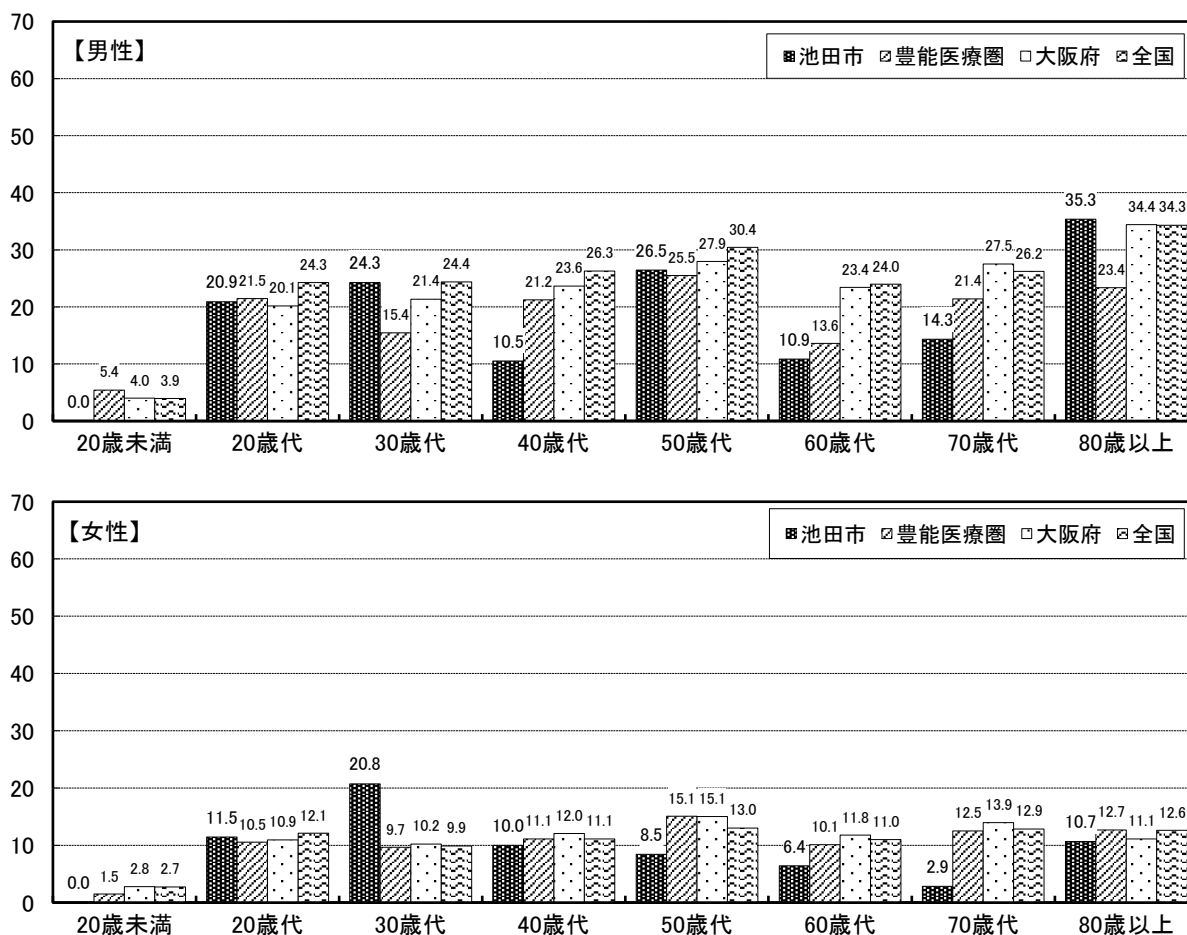


出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

10万人に対しての割合で性別・年代別に自殺死亡率をみると、男性では80歳以上が35.3と、国・府・豊能医療圏と比べ多くなっています。

女性では、30歳代が20.8と国・府・豊能医療圏と比べ多くなっています。

性別・年代別の自殺死亡率（2018～2022年平均）（10万対）



出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

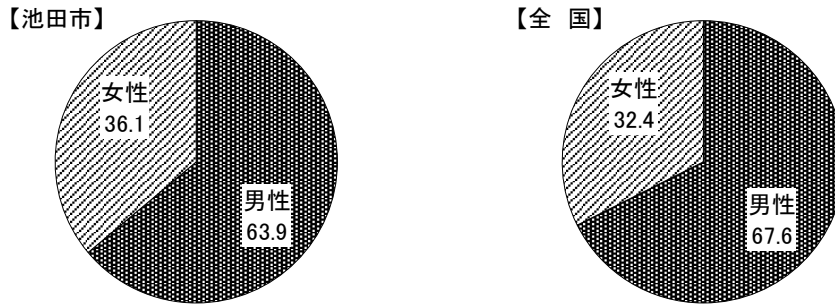


## (2) 池田市の自殺の特徴

### ① 自殺者の性別

自殺者の性別をみると、男性が63.9%と、女性の1.8倍となっています。

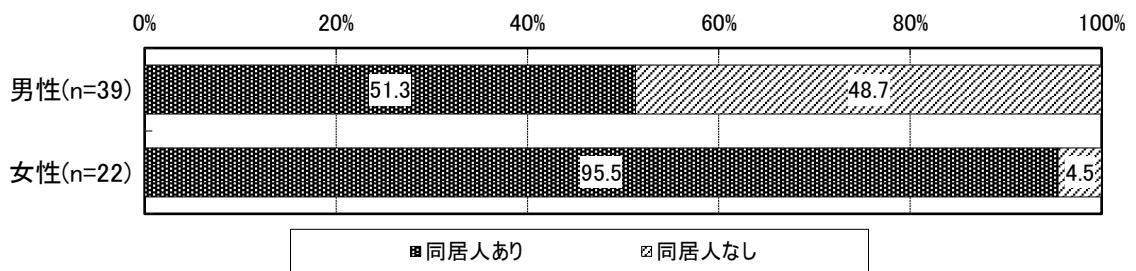
自殺者の性別（2018～2022年合計）



### ② 自殺者の同居人の状況

自殺者の同居人の有無をみると、男性は「同居人あり」が51.3%、「同居人なし」が48.7%と二分されるのに対し、女性は「同居人あり」が95.5%となっています。

自殺者の同居人の有無（2018～2022年合計）

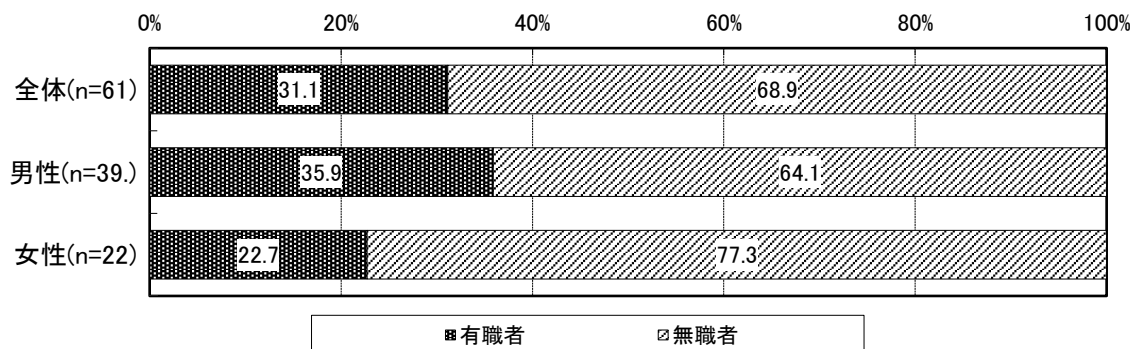


出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

### ③ 自殺者の職業の有無

自殺者の職業の有無をみると、68.9%が無職となっており、性別では女性で77.3%、男性で64.1%が無職となっています。

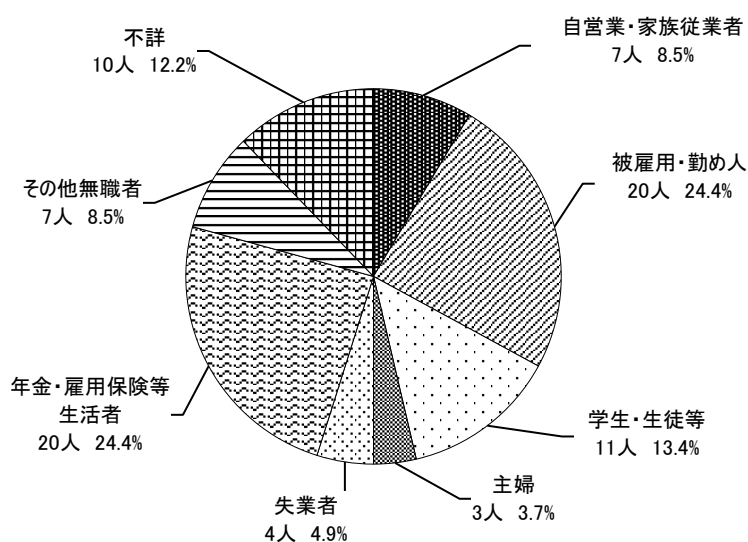
自殺者の職業の有無（2018～2022年合計）



出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」

職業の内訳をみると、「被雇用・勤め人」と「年金・雇用保険等生活者」がそれぞれ24.4%、次いで「学生・生徒等」が13.4%などとなっています。

自殺者の職業（2018～2022年合計）

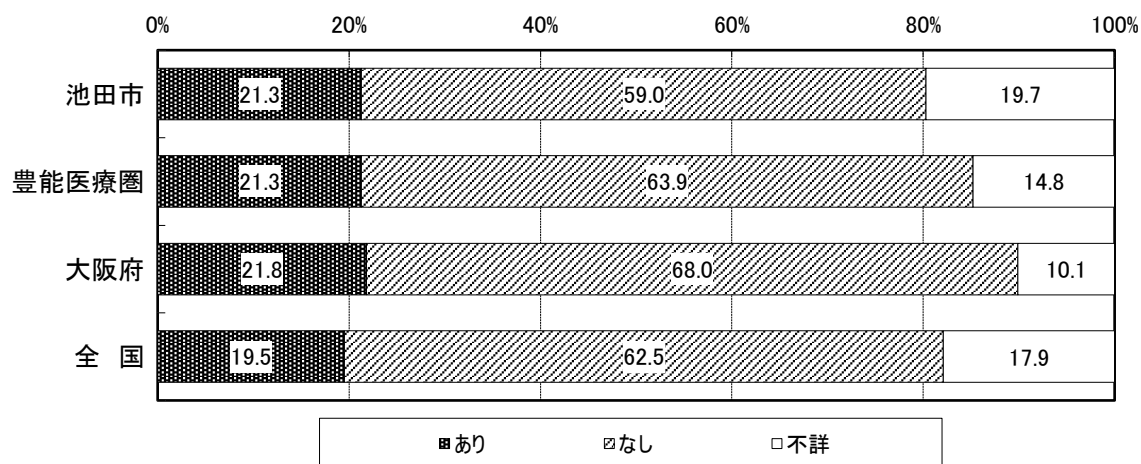


出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

#### ④ 自殺者の未遂歴の有無

自殺者の未遂歴の有無をみると、21.3%で未遂歴があり、概ね国・府・豊能医療圏と同様の状況となっています。

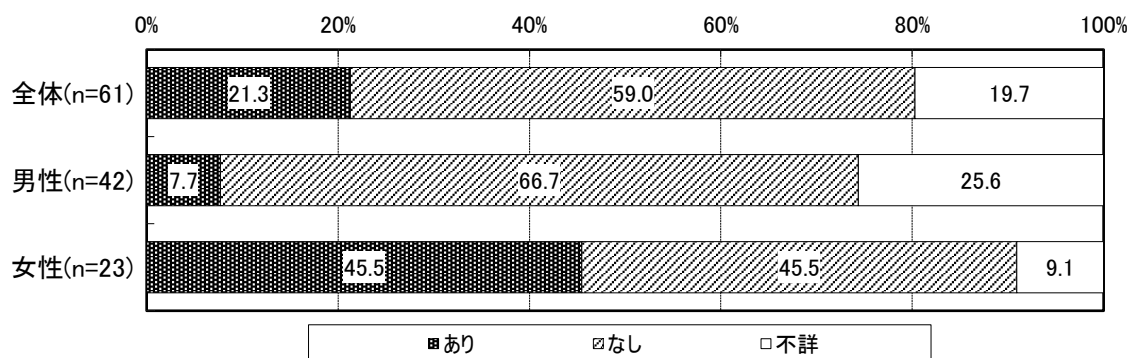
自殺者の未遂歴の有無（2018～2022年合計）



出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

性別では、女性で未遂歴ありが45.5%と多くなっています。

自殺者の未遂歴の有無（性別、2018～2022年合計）

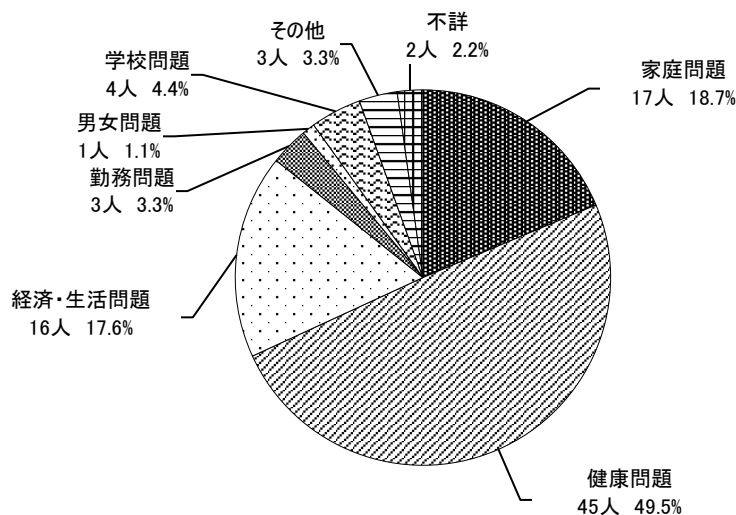


出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

## ⑤ 自殺の原因・動機

自殺の原因・動機をみると、「健康問題」が49.5%と最も多く、次いで「家庭問題」が18.7%、「経済・生活問題」が17.6%などとなっています。

自殺の原因・動機（2018～2022年合計）



出典：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

## ⑥ 自殺者の特性

平成30(2018)年～令和4年(2022年)の池田市の自殺者数61人（男性39人、女性22人）について、性別、年齢階級、職業の有無、同居の有無の4つの属性をもとに集計した結果では、上位5区分のうち、1位が「女性、20～39歳の無職、同居者あり」、2位が「男性、40～59歳の有職、同居者あり」となっています。

1位の女性20～39歳はDV等による離婚からの生活苦、2位の男性40～59歳は配置転換や過労からの職場で悩みといった自殺の背景が一例と示されています。

自殺者の特性（2018～2022年合計）

自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位: 女性20～39歳無職同居	8	13.1%	40.6	DV等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
2位: 男性40～59歳有職同居	8	13.1%	15.0	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位: 男性60歳以上無職独居	6	9.8%	85.1	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
4位: 男性60歳以上無職同居	6	9.8%	17.0	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
5位: 男性20～39歳無職独居	5	8.2%	91.9	①【30代その他無職】失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺 ②【20代学生】学内の人間関係→休学→うつ状態→自殺

出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

\* 自殺死亡率の算出に用いた人口は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にいのち支える自殺対策推進センターにおいて推計したもの。

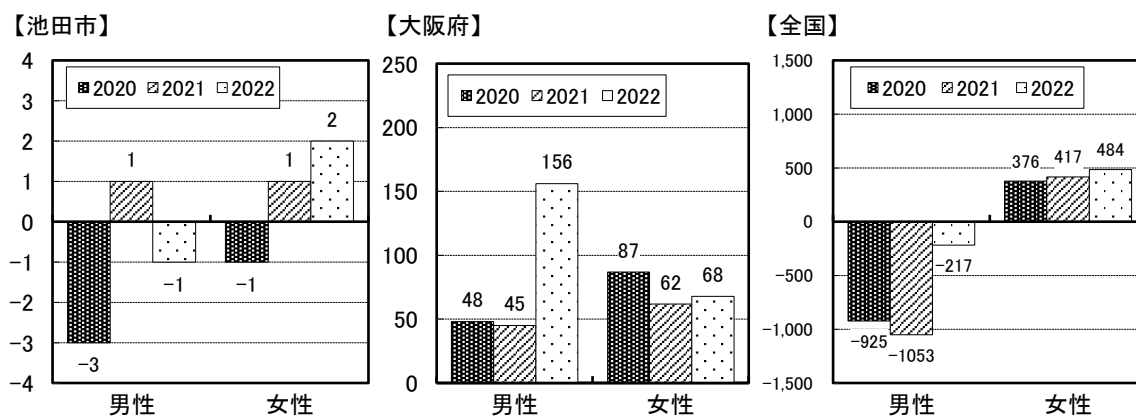
### (3) コロナ禍における自殺の状況

#### ① 感染症拡大前5年平均自殺者数との比較

池田市の令和2年(2020年)から令和4年(2022年)までの男女別の自殺者数について、感染症拡大前の5年間(平成27年(2015年)から令和元年(2019年)まで)の自殺者数の平均との差をみると、コロナ禍前と比べて男性は令和3年(2021年)のみ、女性は令和3年(2021年)以降増加しています。

国・府の傾向をみると、大阪府ではコロナ禍前より増加し、全国では男性はコロナ禍前より減少し、女性は増加する結果となっています。

自殺者数のコロナ禍前平均との差

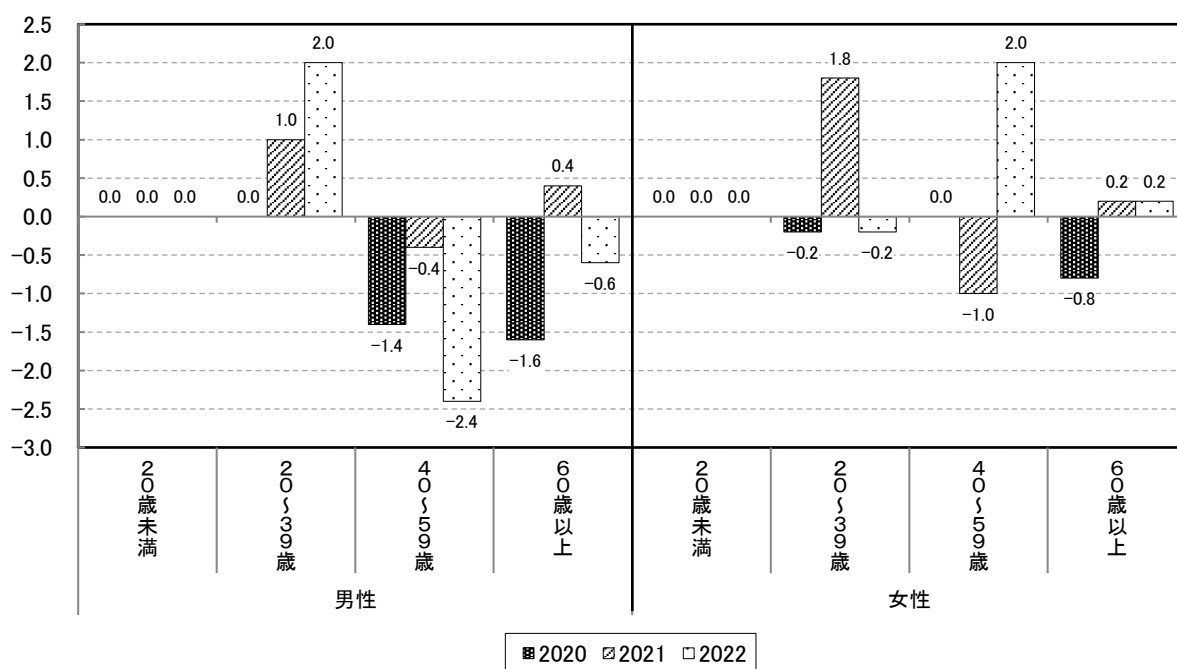


出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロフィール」

## ② 性別・年齢別感染症拡大前5年平均自殺者数との比較

性別・年齢別に感染症拡大前の5年間（平成27年(2015年)から令和元年(2019年)まで）の自殺者数の平均との差をみると、「20～39歳」の男性で令和3年(2021年)以降、女性で令和3年(2021年)のみ自殺者数が増加しています。また、「40～59歳」の男性では減少する一方、女性では令和4年(2022年)に増加しています。

性別・年齢別のコロナ禍前平均との差



出典：いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」

## 2 前計画の取組状況

---

平成31年(2019年)3月に策定した前計画では、「誰も自殺に追い込まれることのない」とともに支え合い、命を大切に思える地域社会の実現」を基本理念とし、以下のとおり、基本認識、基本方針、基本施策、重点施策を定め、自殺対策を横断的に推進してきました。

### 基本認識

- (1) 自殺はだれにでも起こり得る身近な問題である
- (2) 自殺の多くは追い込まれた末の死である
- (3) 自殺はその多くが社会的な取組によって防ぐことができる
- (4) 自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い

### 基本方針

- (1) 生きることの包括的な支援として推進
- (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- (4) 実践と啓発を両輪として推進
- (5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

### 基本施策

- 基本施策Ⅰ 地域における連携とネットワークの強化
- 基本施策Ⅱ 自殺対策を支える人材の育成
- 基本施策Ⅲ 市民への啓発と周知
- 基本施策Ⅳ 生きることの促進要因への支援

### 重点施策

- 重点施策1 高齢者対策
- 重点施策2 子ども・若者対策
- 重点施策3 生活困窮者対策
- 重点施策4 勤務問題対策
- 重点施策5 アルコール依存症対策

前計画で掲げた基本施策及び重点施策の実施状況は次のとおりです。

## 基本施策Ⅰ 地域におけるネットワークの強化

- 施策の方向1 関係機関・関係団体との連携の強化
- 施策の方向2 相談体制の充実

### 達成状況

- 自殺対策を推進するため、各関係機関と連携し協議を行う場として、自殺対策連絡協議会を設置しており、令和元年度(2019年度)は年1回開催し、庁内だけでなく、保健所やハローワーク等の担当者も出席し、市内の自殺者の状況を共有し、自殺対策に関する関係機関の連携及び情報交換を行いました。ただし、令和2年度(2020年度)以降は新型コロナウイルス感染拡大により開催は見送りとなっています。
- 自殺予防専用の携帯電話相談窓口(月・水・金 10時30分~14時)を設置しており、相談できる環境を提供するというにつながっています。

## 基本施策Ⅱ 自殺対策を支える人材の育成

- 施策の方向1 様々な職種を対象とする研修
- 施策の方向2 一般市民を対象とする研修
- 施策の方向3 学校教育・社会教育に関わる人への研修

### 達成状況

- 自殺の現状やうつ病等について理解し、ゲートキーパーとして実践できる人材を育成するため、大阪自殺予防センター理事長を講師に招き、市民や関係機関、市職員向けにゲートキーパー研修を年1回開催しています。ただし、令和2年度(2020年度)、令和3年度(2021年度)は新型コロナウイルス感染拡大により開催せず、令和4年度(2022年度)はオンライン配信により実施しました。  
令和元年度 開催回数1回、受講者数13人  
令和4年度 開催回数1回、受講者数30人

## 基本施策Ⅲ 市民への啓発と周知

- 施策の方向1 啓発活動の実施、市民向け講演会等の実施
- 施策の方向2 相談窓口の周知
- 施策の方向3 メディアを活用した啓発

### 達成状況

- 自殺予防の街頭啓発を年1回実施しており、自殺対策強化月間に池田駅、石橋駅において、啓発リーフレット入りポケットティッシュを配布していますが、令和2年度(2020年度)以降は新型コロナウイルス感染拡大により中止し、窓口での配布となっています。



## 基本施策Ⅳ 生きることの促進要因への支援

- 施策の方向1 居場所づくりの促進
- 施策の方向2 自殺リスクを抱える当事者への支援
- 施策の方向3 遺された人への支援

### 達成状況

- 障がい者社会参加促進事業により、日帰りレクリエーション、スポーツ大会や講演会など障がい者が参加しやすい事業を実施し、より多くの障がい者の社会参加を図っています。新型コロナウイルス感染拡大の影響で実施事業数・参加者ともに減少しましたが、近年は増加に転じています。
- 地域活動支援センターを設置し、障がいのある人に創作的活動または生産活動の機会を提供することにより、社会との交流の促進等を行い自立した生活を支援するもので、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行っています。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一部事業の中止などがあったものの、地域との交流や、啓発活動などを行い普及啓発活動に努めました。
- 介護予防の一環として、街かどデイハウス支援事業を実施し、独り暮らしや家に引きこもりがちな高齢者を対象に軽体操や趣味活動の場を提供しています。利用者数は大幅に増加しており、市民ニーズの高さが伺えます。
- 地区福祉委員会を中心に、ふれあいサロン、子育てサロン、男性料理教室、おしゃべりサロンなど、様々な地域福祉活動を行っています。ガイドラインを基本に支援が必要な人がいる場合は、福祉委員から社協を通じ、保健所など関係機関につないでいます。
- 池田子どもの居場所づくり推進事業として、地域の大人が、放課後に小学校を活用して、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、小学生を対象にスポーツや文化活動などの様々な体験活動を提供しています。令和3年度(2021年度)よりすべての校区（10校区）で実施しており、宿題スペースを設け、家庭学習の定着を図るなど放課後の子どもの居場所づくりを進めることができました。

## 重点施策1 高齢者対策

- 取組方向① 包括的な支援のための連携の推進
- 取組方向② 高齢者の健康づくりの推進
- 取組方向③ 高齢者の社会参加の促進と閉じこもりの予防

### 達成状況

- 老人クラブの活動に対する補助を行うことにより、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進を図っています。しかし、高齢化や担い手不足により会員数・クラブ数が減少しているため、現状や他市の動向を踏まえたうえで事業を実施する必要があります。
- 一般介護予防事業・介護予防普及啓発事業により、要介護状態とならないよう、生活機能を維持・向上する目標の設定や介護予防教室などへの参加を勧め、介護予防の取り組みを推進しています。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一部中止などがあったものの、教室・講座について介護予防に寄与するものが実施でき、参加者数も増加しました。
- 包括的支援事業の総合相談事業により住民からの各種相談を幅広く受け付け、制度横断的な支援を実施できました。

## 重点施策2 子ども・若者対策

- 取組方向① サインの出し方に関する教育の実施
- 取組方向② 児童生徒のサインに気づき、対応できる力の向上
- 取組方向③ 若者支援の充実

### 達成状況

- スクールカウンセラーを小学校に8名、中学校に5名を配置、スクールソーシャルワーカーは4名を配置し、課題を抱える児童、保護者、教職員に対し、不安解消を図るとともに、迅速な児童の心理的ケアに努めました。専門的見地からのアドバイスを受けることで、いじめ・不登校等についての対応が充実し、保護者や児童生徒の大きな支援となりました。
- 池田子どもの居場所づくり推進事業として、地域の大人が、放課後に小学校を活用して、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、小学生を対象にスポーツや文化活動などの様々な体験活動を提供しています。令和3年度(2021年度)よりすべての校区（10校区）で実施しており、宿題スペースを設け、家庭学習の定着を図るなど放課後の子どもの居場所づくりを進めることができました。
- 11名の教育相談員を配置し、様々な相談や課題に対して担当者間で情報共有の上、充実した相談を実施し、保護者支援につながりました。

- 適応指導事業により適応指導教室「Beans」を設置し、心理的あるいは情緒的要因による不登校児童生徒の居場所として機能するとともに、在籍校との連携を密にして活動することにより、社会的な自立や学校復帰への環境整備を図りました。
- NPO連携教育相談等支援事業により、課題を抱える児童・生徒やその保護者に対して、学校とは違った立場での相談が可能となり、不登校児童生徒の「居場所」として柔軟な対応がなされています。
- いじめ・不登校等トータルサポート事業により、小・中学校へ支援員（スクールアシストメイト）を13名派遣し、教職員との情報共有のもと、教員とは違う立場の大人として個に応じたかかわりを実施し、集団での活動支援とともにいじめや不登校の未然防止の役割を果たしました。

### 重点施策3 生活困窮者対策

- 取組方向① 相談支援、人材育成の推進
- 取組方向② 居場所づくりや生活支援の充実
- 取組方向③ 自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動

#### 達成状況

- 生活保護給付・自立支援事業、生活支援事業、空調費等助成事業により生活困窮者の文化的最低限の生活を保障するとともに、生活保護受給者に対し自立就労支援員による就業相談などを行い、自立につなげています。新型コロナウイルス感染症による影響で経済状況が悪化したため、生活保護受給世帯は増加傾向にあります。
- 生活困窮者自立支援事業（一時生活支援事業）によりホームレスを対象に定期的な巡回相談を根気よく実施していた結果、脱ホームレスを行いたいとの申し出があり、一時生活支援事業を行い、生活保護を支給し、居宅生活を行いました。現在、池田市での定住ホームレスは存在していない状況にあります。
- 生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金）として、生活保護の住宅扶助基準に基づき、家賃相当額の住宅手当を給付することで、生活困窮者が、安定した住居を確保し、安心して就職活動に勤しみ、再就職できるようにしています。支給対象者は徐々に減少しています。
- 生活困窮者自立相談支援事業として、生活困窮者に対し、自立相談や就労のための支援を行っています。新型コロナウイルス感染症の影響で困窮した世帯に対し、住居確保給付金や就労支援や家計改善支援、また自立支援金の支給など、一部の困窮者に対して、相談支援が実施できました。
- 生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業）として、一般就労に向けた準備が整っていない人を対象に、就労準備講座を開催しています。ただし、令和2年度(2020年度)、令和3年度(2021年度)は新型コロナウイルス感染拡大により開催していません。

## 重点施策4 勤務問題対策

- 取組方向① 勤務問題の相談支援を推進
- 取組方向② 就労支援の充実

### 達成状況

○しごと相談・支援センターを設置し、就労を妨げる様々な要因を抱えている人の就労の相談・支援、労働問題の相談を行っています。相談のうち、自殺につながりそうな案件はまだありませんが、相談が可能な環境を提供できています。

## 重点施策5 アルコール依存症対策

- 取組方向① アルコール関連問題の啓発
- 取組方向② 自助グループの支援と協働の推進

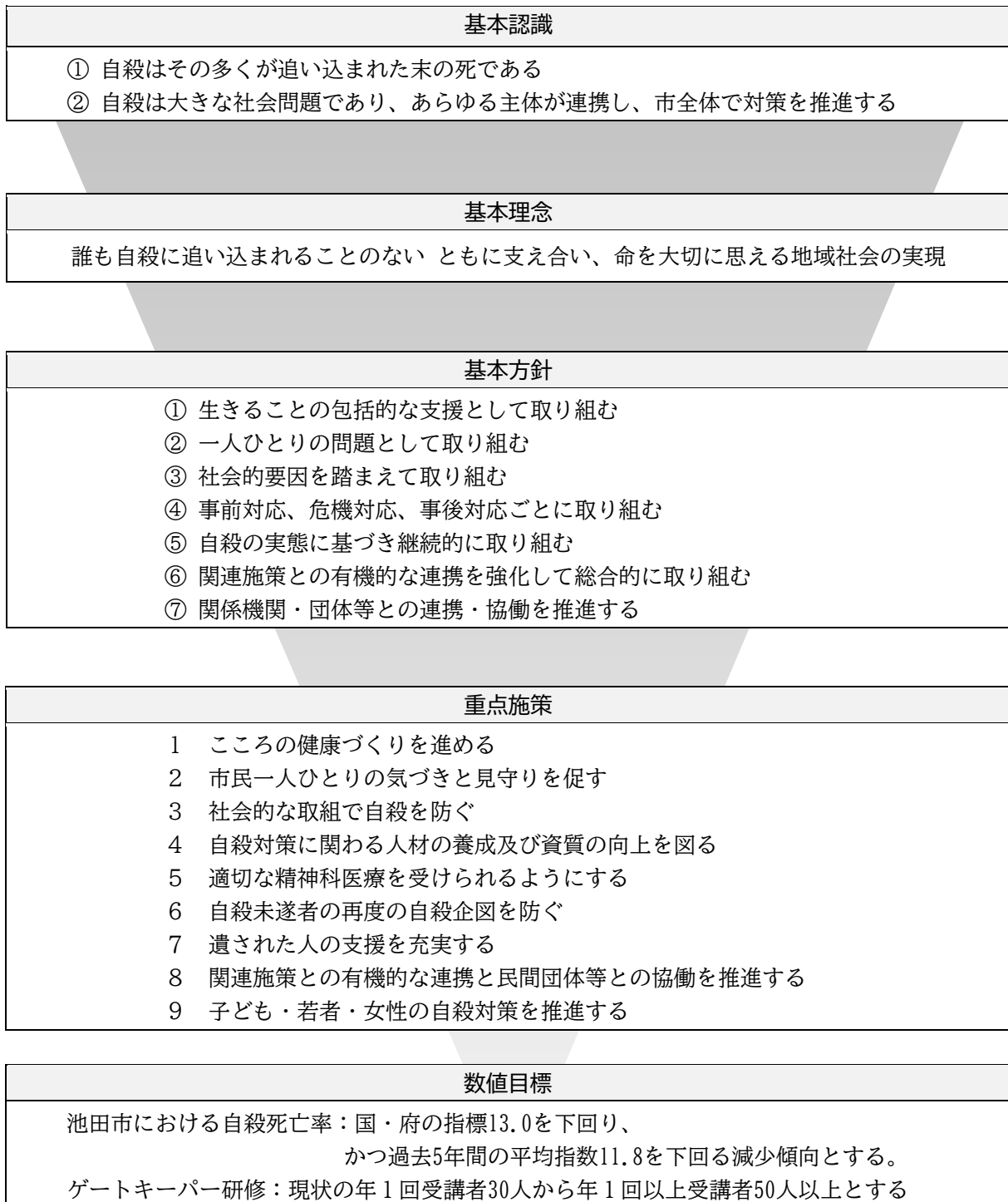
### 達成状況

○アルコール依存症からの回復をめざす自助グループ「池田市断酒会」が、行政との協働による市民公益活動を行う団体として登録されています。定期的に例会を開催し、一般市民向け精神障がいシンポジウムでの無料相談会においても、酒害相談員に参加していただき、相談の場を提供しています。

## 第3章 計画の基本的な考え方

基本認識、基本理念、基本方針に基づく全体の施策体系は以下のとおりです。

### ＜施策体系図＞



## (1) 基本認識

### ① 自殺はその多くが追い込まれた末の死である

自殺については、自ら命を絶つ瞬間的な行為だけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があります。

自殺行為に至った人の直前のこころの健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあったり、うつ病等の精神疾患を発症していたりするなど、これらの影響により正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになってきています。このように、自殺は個人の意思や選択の結果ではなく、その多くが追い込まれた末の死であり、このことを社会全体で認識するよう改めて徹底していく必要があります。

### ② 自殺は大きな社会問題であり、あらゆる主体が連携し、市全体で対策を推進する

自殺者数は減少傾向を維持してきましたが、令和2年(2020年)には全国・大阪府ともに前年を上回る結果となりました。その背景として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が深刻化したことなどがあるものと考えられます。

このため、社会環境の変化等が自殺にどのような影響を与えているのかなど、自殺の実態についての情報収集・分析等に注視するとともに、自殺は「社会の問題」として、関係機関・団体等と連携・協働し、市全体で自殺リスクが低下するよう対策を進める必要があります。

なお、対策の実施にあたっては、自殺者及び自殺未遂者並びにその家族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮するものとします。

## (2) 基本理念

本市では、「自殺総合対策大綱」における基本理念「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざす」を前提として、自殺対策は、社会における自殺のリスク要因を減らし、生きる支援を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、対人支援の向上、地域連携の推進、つながりのある地域社会づくりをめざすために、基本理念を以下の通り設定します。

誰も自殺に追い込まれることのない  
ともに支え合い、  
命を大切に思える地域社会の実現

## (3) 基本方針

### ① 生きることの包括的な支援として取り組む

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であることから、自殺対策を、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開します。

### ② 一人ひとりの問題として取り組む

市民一人ひとりが、こころの健康問題の重要性を認識するとともに、自らのこころの不調に気づき、適切に対処できるよう幼少期から老年期まで生涯を通じたこころの健康づくりに取り組みます。

また、精神疾患等によりこころの問題を抱えて死にたいと考えている人は、何らかの自殺のサインを発していることが多いことから、すべての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、見守っていくためゲートキーパー育成等の取組を進めます。

### ③ 社会的要因を踏まえて取り組む

自殺は、健康問題、経済・生活問題、家庭問題など様々な要因が背景となっており、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、制度、慣行の見直しや相談・

支援体制の整備などの社会的な取組により防ぐことが可能です。

また、一見、個人の問題と考えられる要因であっても、専門家への相談や精神疾患等の治療など社会的な支援により解決できる場合もあることから、自殺に至る悩みを引き起こす様々な要因に対し、適切に介入できるよう取り組みます。

#### ④ 事前対応、危機対応、事後対応ごとに取り組む

自殺対策は、以下の段階ごとに効果的な施策を講じます。

- ①事前対応：心身の健康の保持増進についての取組、自殺や精神疾患についての正しい知識の普及啓発など自殺の危険性が低い段階で対応を行うこと
- ②自殺発生の危機対応：現に起こりつつある自殺発生の危機に介入し、自殺を発生させないこと
- ③事後対応：自殺や自殺未遂が生じた場合に、家族や学校の児童・生徒など、周囲に与える影響を最小限にとどめ、新たな自殺を防ぐとともに、発生当初から継続的に自殺未遂者・遺族等にも支援を行うこと

#### ⑤ 自殺の実態に基づき継続的に取り組む

自殺対策を総合的に推進していくためにも、社会的要因を含む自殺の原因・動機など、市内の自殺の状況を踏まえ自殺の実態に基づき継続的に取り組みます。

また、様々な取組の中には、直ちに効果が表れない場合もあることから、中長期的な視点に立って継続的に実施します。

#### ⑥ 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要であり、生活困窮者自立支援制度や孤独・孤立対策、子どもへの支援策といった各種施策との連携を図るとともに、支援に携わる者がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有するよう取組を進めます。

#### ⑦ 関係機関・団体等との連携・協働を推進する

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するために、関係機関・団体、民間団体、企業等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進します。

特に、大阪府とは緊密な連携体制を構築するとともに、「大阪府自殺対策計画」に基づく事業が円滑に実施できるよう積極的に協力するものとします。



## 第4章 重点施策

### 1 こころの健康づくりを進める

#### 取組の方向性

市民一人ひとりが自分のストレスに気づき、対処法に関する正しい知識を持てるよう、ストレスへの適切な対応についての啓発、精神疾患に対する正しい知識の普及、ストレス要因の軽減につながる環境整備、相談窓口の整備などを通じて市民のこころの健康づくりを進めます。

自殺の危険性の高い人や心の不調を抱えている人の早期対応に努め、適切な精神科医療につながるよう、地域の機関連携の強化などに取り組みます。

#### 主な取組

##### ① こころの健康の保持・増進

こころの健康やストレスコントロールについて正しい知識を得て、自分自身でこころの健康管理を行ったり、相談するなどの適切な行動をとれるようにホームページや広報誌等を通じて情報発信し、学習機会の提供を行います。

##### ② 精神保健福祉に関する体制の充実

こころの不調や疾病を早期に発見し一次的な支援が行えるよう、相談窓口・相談事業所等の相談従事者の知識や支援スキルの向上を図ります。また、受診や治療継続のために必要な相談支援体制の充実を図るとともに、大阪府こころの健康総合センター等の関係機関との連携に努めます。

## 2 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す

---

### 取組の方向性

市民一人ひとりが、自殺は「誰にでも起こる危機」であることを理解し、身近にいる自殺を考えている人の存在に気づき、見守ることができるよう、普及啓発活動を展開します。

### 主な取組

#### ① 啓発活動の実施、市民向け講演会等の実施

自殺や精神疾患に対する無理解や偏見を払拭するとともに、自殺は他人事ではなく身近に起こり得る問題であるという認識を広めます。市民の誰もが自殺対策の重要性や正しい知識を理解し、自殺防止に向けた適切な対応ができるよう、講演会を実施するなど様々な機会を通じて啓発や情報発信を行います。

#### ② 相談窓口の周知

相談窓口について、ゲートキーパー手帳、市の広報誌、リーフレット等を通じて市民への周知に努めます。また、あわせて民間団体や市内事業所などへの周知も進めます。

#### ③ メディアを活用した啓発

自殺対策に関する理解を広げるために、広報紙や地域の情報誌、ホームページ等のメディアを活用した啓発活動を図ります。また、市ホームページ等を活用して、自殺予防に関する正しい知識や相談窓口情報等の普及を図ります。

## 3 社会的な取組で自殺を防ぐ

---

### 取組の方向性

市民が自殺に追い込まれることがないように、これらの要因に対する相談支援の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、総合的かつ効果的に支援します。

### 主な取組

#### ① 相談体制の充実

相談窓口で受けた相談から必要に応じて適切な専門・関係機関へつなぐことができるよう、関係する相談窓口間の連携を進めます。

本市が設置する相談窓口だけでなく、国や大阪府、民間機関が設置するSNS相談も含めた各相談窓口の情報も幅広く周知します。特に、自殺リスクを抱えた人（失業者、介護者、ひきこもり、児童虐待、生活困窮者、ひとり親家庭、産後うつ等の問題を抱えた妊産婦、DV被害者等）が、確実に支援相談窓口の情報を得ることができるような啓発方法を工夫します。

また、視覚障がい、聴覚障がい等コミュニケーション手段が限られた人に対する相談体制の充実に努めます。

#### ② 居場所づくりの促進

生きづらさを抱えた人や孤立のリスクを抱える恐れのある人が、地域とつながり、支援とつながることができるよう、既存のサロン、当事者団体等の周知に努めるとともに、市民や民間団体による居場所づくりの取組を支援します。

#### ③ 高齢者の健康づくり・生きがいづくりの推進

介護予防教室における運動・栄養・口腔・生活機能全般に関する指導や認知症予防など高齢期の健康づくりに取り組むとともに、身近な地域において市民主体の介護予防・健康づくりが実践されるよう支援します。

高齢者の社会貢献や生きがいづくりを促進するとともに、悩みを抱えた人の孤立を防ぐための居場所の周知に努め、身近な場所での居場所づくり活動を促進します。

#### ④ 生活困窮者施策の推進

生活困窮者の置かれている状況、ニーズに合った支援を対象者と一緒に試行錯誤しながら考えていく伴走型支援、寄り添い支援が行えるよう、相談員の資質の向上を図ります。

生活困窮者の自立において、本人が何らかの社会関係を取り戻せるよう、地域の中で居場所や役割を確保し参加できるよう取組を進めます。

また、子ども食堂の取組や不登校や引きこもりなど、生きづらさを抱えた子どもたちを対象に、居場所づくりを通じた孤立の防止、社会とのつながりづくり、将来に夢を持てるような学習支援などの取組を推進し、また家族への支援もあわせて行います。

#### ⑤ 雇用・労働問題に係る相談支援

障がいのある人やひとり親家庭の保護者、高齢者等で働く意欲や能力があるにも関わらず就労が困難な人の相談を受け、個々の問題点の把握と対処法の検討や就労のための職業訓練を紹介します。また、障がいのある人を対象とした就労相談や就職後の定着支援を実施することで継続的な一般就労を支援します。

不当解雇や賃金不払い、労基法違反など様々な労働に係る相談を受け、問題解決に向けて対応策を検討し、労働者の問題解決を支援します。また、大阪府総合労働事務所の「相談窓口」や「出張労働相談」等の本市が実施する以外の相談窓口の周知に努めます。

## 4 自殺対策に関わる人材の養成及び資質の向上を図る

---

### 取組の方向性

市民、学生、相談機関など様々な分野の人に対して研修等を実施し、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成します。また、継続的な研修等の実施により支援者の資質向上を図ります。

### 主な取組

#### ① 様々な職種を対象とする研修

市職員を始めたとした様々な職種に対し、ゲートキーパー研修を実施するとともに、傾聴や相談窓口のつなぎ方など、実践的な対応に向けて段階的に専門研修を実施することでスキルアップを図ります。

#### ② 一般市民を対象とする研修

地域住民の身近な相談相手である民生委員・児童委員、地域で活動するボランティアなど、広く地域にゲートキーパーの人材確保と養成機会を設けます。

#### ③ 学校教育・社会教育に関わる人への研修

教職員等に対して、自殺問題への理解を促進する研修機会や情報を提供するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら児童生徒との信頼関係を築き、児童生徒が発する救いを求めるSOSサインを見逃さず、受け止める対人援助技術を養います。また、児童生徒の居場所づくりのため、地域住民への協力を依頼します。

## 5 適切な精神科医療を受けられるようにする

---

### 取組の方向性

自殺の危険性の高い人や心の不調を抱えている人の早期対応に努め、適切な精神科医療につながるよう、精神科医師等によるこころの健康相談を実施します。また、精神疾患に関する理解促進とともに、地域の機関連携の強化などに取り組みます。

### 主な取組

#### ① 精神科医療体制の充実

専門医療機関との連携を強化し、患者や家族が病態を正しく理解し、適切な医療機関を選択して医療を受けられるよう支援していきます。

また、精神症状の悪化に伴う医療保護の必要な人への精神科救急医療体制等、保健所他関係機関との連携を図り、対応に努めます。

#### ② 医療費の助成

自立支援医療（精神通院）など、障がいの軽減、回復、治療などに要した費用について国の自立支援給付や府の制度を活用して医療費を助成し、障がいのある人や家族の費用負担の軽減を図ります。

#### ③ 啓発活動の実施、市民向け講演会等の実施〔再掲〕

自殺や精神疾患に対する無理解や偏見を払拭するとともに、自殺は他人事ではなく身近に起こり得る問題であるという認識を広めます。市民の誰もが自殺対策の重要性や正しい知識を理解し、自殺防止に向けた適切な対応ができるよう様々な機会を通じて啓発や情報発信を行います。

#### ④ 依存症対策の推進

飲酒に伴うリスクやアルコール依存症に関する正しい知識の普及と依存症になる前の早期介入につながる取組を進めます。

アルコール依存からの回復をめざす自助グループ「池田市断酒会」との協働により、依存症者の判定基準表の市民への配布、酒害相談の開催、家族支援、酒害者の低年齢化の教育現場への啓発活動などの取組を行います。

## 6 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

---

### 取組の方向性

自殺未遂者の生きづらさや悩みは多様であり、問題を解決していくための相談窓口の周知、関係機関との連携の推進が必要です。

自殺未遂者の再企図防止に向けて、生きづらさ等の悩みに対応した相談窓口、相談支援の更なる充実に加え、医療機関や警察等の関係機関との相互連携の強化に取り組みます。

また、自殺未遂者本人だけでなく、身近な存在の家族などを支えるため、必要なスキルの向上のための自殺未遂者等相談支援検討会を実施します。

### 主な取組

#### ① 自殺リスクを抱える当事者への支援

自殺未遂者支援のために関係機関が連携・協力して包括的に支援する体制整備に向けての取組を検討します。

## 7 遺された人の支援を充実する

---

### 取組の方向性

専門的なケアや様々な側面からの支援が受けられるように、支援団体へのつながりや相談支援の提供を図り、遺された人の心理的影響の軽減に努めます。また、遺族に寄り添った適切な対応を行えるよう、自死遺族に関する研修会等に参加し、スキルの向上を図ります。

### 主な取組

#### ① 遺された人への支援

周囲の身近な人の支えとともに医療などの専門家による支援や関係機関の連携による支援が受けられる体制づくりを進めます。



## 8 関連施策との有機的な連携と民間団体等との協働を推進する

---

### 取組の方向性

自殺対策を総合的に推進するため、関連施策との有機的な連携や民間団体等との更なる協働を図り、様々な分野の包括的な取組を通じて、効果的・効率的に対策を進めていきます。

### 主な取組

#### ① 関係機関・関係団体との連携の強化

市職員における自殺に関する理解や問題意識を高めるとともに、本市の庁内各部署や既存の各種連絡会議、関係機関、民間団体等が互いに顔の見える関係で効果的に連携できる体制を構築して、総合的に自殺対策を推進します。

#### ② 包括的な支援のための連携の推進

地域包括支援センターや基幹相談支援センター等が中核となり、介護や医療・健康・生活・障がいに関する様々な関係機関や団体との連携のもと、複合した課題の解決に向けた包括的な支援体制に取り組みます。

#### ③ 自殺対策と生活困窮者自立支援制度との連動

生活困窮者自立相談支援事業における相談支援の充実を図るとともに、自殺対策に係る相談窓口や関係機関と連携した包括的な支援体制づくりを行います。

## 9 子ども・若者・女性の自殺対策を推進する

---

### 取組の方向性

子どもや若者、女性が自殺に追い込まれることがないように、関係機関が連携しながら、子育て世代への支援も含めた必要な取組を実施します。

### 主な取組

#### ① サインの出し方に関する教育の実施

学校においては、地域の高齢者等との世代間交流や障がいのある人とのふれあいなど様々な体験活動を通じて、児童生徒が命や人のつながりの大切さを実感できる教育だけでなく、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育（SOSサインの出し方に関する教育）、こころの健康の保持に係る教育を推進します。

児童生徒が困難やストレスに直面した際に、信頼できる保護者・教職員・地域の相談窓口等に助けの声を挙げられることをめざします。

#### ② 児童生徒のサインに気づき、対応できる力の向上

児童生徒が出したサインに気づき、適切に受け止め対応できるよう児童生徒と日々接している学級担任や養護教諭をはじめとした教職員等への研修を実施します。

また、児童生徒がいつでも不安や悩みを打ち明けられるよう、学校生活全般を通して、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと児童生徒間の信頼関係の向上を図ります。

#### ③ 若者支援の充実

公設民営のフリースクールを開設し、不登校生のためのスクーリングや、不登校、ひきこもり、発達障がい等、子どもを取り巻く様々な問題に関する相談活動を行います。

また、若者の自殺対策を念頭において、相談窓口の情報発信や居場所づくりなどに取り組みます。

#### ④ 女性に対する相談支援

妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目ない支援をめざし、母子保健事業等による相談支援や必要なケアを行います。また、女性の悩みやセクシュアルハラスメント、性暴力、DVなどあらゆる相談に応じます。

## 第5章 本市の自殺対策関連事業

No.	事業名・取組	事業概要	担当課・団体
1	自殺対策連絡協議会の設置	自殺対策を推進するため、各関係機関と連携し協議を行う。	障がい福祉課
2	専用電話による相談	自殺予防専用電話により、相談を実施する。	障がい福祉課
3	自殺予防普及啓発	自殺予防の街頭啓発を行う。	障がい福祉課
4	ゲートキーパー研修の開催	自殺の現状やうつ病等について理解し、ゲートキーパーとして実践できる人材を育成する。	障がい福祉課
5	障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画策定・管理事業	障害者計画及び障害福祉計画、障害児福祉計画の進捗管理を行うとともに、次期障害者計画及び障害福祉計画、障害児福祉計画の策定を行う。	障がい福祉課
6	地域自立支援協議会推進事業	障がい者（児）の地域における自立生活を支えるため、相談支援事業を適切に実施するとともに、医療・保健・福祉・就労等関係機関のネットワーク構築を推進する。	障がい福祉課
7	障がい者社会参加促進事業	障がい者（児）が参加しやすい事業を実施することにより、障がい者の社会参加を図る。	障がい福祉課
8	特別障がい者手当等給付事業	重度障がい者の経済的負担を軽減するため、手当を支給する。	障がい福祉課
9	障がい福祉サービスの給付	障がいのある人に対して、ヘルパーの派遣や日中活動の場等を提供する。	障がい福祉課
10	地域生活支援給付事業	障がい者デイサービス、移動支援、日中一時支援の地域生活支援サービス給付費を給付し、障がい者の外出などを支援するとともに、家族の介護負担を軽減する。	障がい福祉課
11	障がい者入浴サービス	在宅で生活している重度の身体障がいのある人で、住居において家族のみでは入浴が困難な人を対象に入浴の介護を行う。	障がい福祉課
12	障がい者地域相談事業	専門相談員を窓口配置し、精神障がい者が自立した日常生活や社会生活を営めるよう、相談に応じて必要な情報の提供や助言を行う。	障がい福祉課
13	障がい者相談員設置事業	地域において、障がい者（児）とその家族の日常生活などの相談支援を行う障がい者相談員を設置する。	障がい福祉課
14	基幹相談支援センターの設置	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいのある人に対する総合的・専門的な相談支援を行うとともに、地域の相談支援事業所に対する専門的な指導助言を行う。	障がい福祉課
15	地域活動支援センターの設置	障がいのある人に創作的活動または生産活動の機会を提供することにより、社会との交流の促進等を行い自立した生活を支援するもので、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行う。	障がい福祉課

No.	事業名・取組	事業概要	担当課・団体
16	障がい者虐待の対応	障がい者虐待に関する通報・相談窓口の設置	障がい福祉課
17	自立支援医療制度(精神通院医療)	精神疾患治療のため通院で必要となった医療費の補助制度の受付と周知を行う。	障がい福祉課
18	民生委員児童委員事務事業	民生・児童委員が、生活に困っている方や高齢者、母子家庭などの相談や支援、関係行政機関との調整を行う。	高齢・福祉総務課
19	高齢者日常生活援助事業	高齢者が属する世帯において、買物代行などの日常生活活動について援助サービスを提供する。	シルバー人材センター
20	高齢者緊急通報装置設置事業	独り暮らしや高齢者世帯に、ボタンを押すとナースコールセンターにつながり、必要に応じ救急車の手配や24時間の健康相談などが可能となる装置を貸し出す。	高齢・福祉総務課
21	老人クラブ補助事業	老人クラブの活動に対する補助を行うことにより、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進を図る。	高齢・福祉総務課
22	福祉バス運行事業	施設循環福祉バスの運行により、高齢者や障がい者などの公共施設などの利用を促進し、社会参加の支援を行う。	高齢・福祉総務課
23	要援護高齢者支援事業	虐待を受けている高齢者など要援護高齢者に対し、生活管理指導や措置入所などの支援を行う。	高齢・福祉総務課
24	養護老人ホームへの入所	65歳以上で環境上及び経済的理由により、居宅で生活することが困難な方の養護老人ホームへの入所措置を行う。	高齢・福祉総務課
25	成年後見制度利用支援事業	認知症などにより意思能力が不十分あるいは欠けた高齢者等に後見人の選任を申し立てるにあたり、4親等内の親族がいない高齢者等について、市長が審判開始の申し立て人となる。	高齢・福祉総務課
26	市民後見人養成事業	意思能力の不十分な高齢者の身上監護を行うため、市民から成年後見人の候補者を養成する。	高齢・福祉総務課
27	高齢者安否確認事業	高齢者の安否確認を実施し、高齢者が安全で安心に暮らせる社会の実現をめざす。	高齢・福祉総務課
28	街かどデイハウス支援事業	介護予防の一環として、独り暮らしや家に引きこもりがちな高齢者を対象に軽体操や趣味活動の場を提供する。	高齢・福祉総務課
29	見守りホットライン設置事業	市民、福祉関係者、市内事業者の協力を得て、地域ネットワークを構築し、通報により、社会的孤立者の孤独死を防止する。	高齢・福祉総務課
30	地域介護予防活動支援事業	高齢者デイサービスと連携し、一般高齢者や要支援1・2の高齢者に運動機能向上等のプログラムを提供し介護予防を図る。	高齢・福祉総務課
31	コミュニティソーシャルワーカー設置事業	市内4名のコミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域住民、団体の福祉活動の支援や、福祉制度に乗らない狭間の人々など要援護者の自立生活に向けての支援を行う。	社会福祉協議会
32	意思疎通支援事業	聴覚や言語に障がいのある方が日常生活のうえで必要な外出や講演会・研究会などの行事に参加する場合に、手話または筆記が必要な方に通訳者を派遣する。	社会福祉協議会

No.	事業名・取組	事業概要	担当課・団体
33	障がい者地域生活支援センター ひだまり	障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して生活を続けていく為に必要な相談に応じ、情報提供または福祉サービスの利用援助を行う。	社会福祉協議会
34	日常生活自立支援事業	認知症高齢者など判断能力が低下した方が、日常生活を自立して送ることができるよう、福祉サービス利用援助や日常生活における金銭管理、書類の保管などのサービスを池田市社会福祉協議会が本人に代わり実施する。	社会福祉協議会
35	生活福祉資金貸付相談	低所得の方、高齢、障がいのある方などの世帯が自立した生活を送るための資金の貸付を行う。	社会福祉協議会
36	有償協力員派遣事業（にじの会）	高齢者、障がい者などの利用会員に対し、協力会員が日常の家事援助などを有償で行う。	社会福祉協議会
37	地域福祉活動	地区福祉委員会を中心に様々な地域福祉活動を行っている。 ・ふれあいサロン ・子育てサロン ・男性料理教室 ・おしゃべりサロン	社会福祉協議会
38	福祉よろず相談窓口	月に1回、地域で福祉の相談を受ける場所として、おおむね小学校区ごとに順次開設し、2019年5月には、全地区での設置を目指す。相談は、池田市社会福祉協議会のコミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW）が担当。	社会福祉協議会
39	居場所つむぎ	ひきこもりの方やその家族が集い、気持ちを分かち合うことや、情報交換、専門職に相談することができる居場所を月1回開催している。	社会福祉協議会
40	一般介護予防事業 ・介護予防普及啓発事業	要介護状態とならないよう、生活機能を維持・向上する目標の設定や介護予防教室などへの参加を勧め、介護予防の取り組みを推進する。	地域支援課
41	包括的支援事業	多様な問題を抱えている高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援する。 ・総合相談事業 ・権利擁護事業 ・介護予防ケアマネジメント事業 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 ・地域ケア会議 ・在宅医療・介護連携推進事業 ・生活支援体制整備事業 ・認知症総合支援事業	地域支援課
42	徘徊高齢者家族支援サービス事業	在宅の認知症高齢者が徘徊した場合に早期に発見できる仕組みを活用し、その居場所を家族などに伝え、事故の防止を図るなど家族が安心して介護できる環境を整備する。	地域支援課

No.	事業名・取組	事業概要	担当課・団体
43	地域包括支援センターの運営	地域包括支援センターを中心として多職種が情報提供・共有をする場である地域ネットワーク会議（地域ケア会議）により、地域課題や高齢者の個々の課題の把握に努める。	地域支援課
44	介護給付に関する事務	・居宅サービス ・施設サービス ・地域密着型サービス	介護保険課
45	生活保護給付・自立支援事業・生活支援事業・空調費等助成事業	生活困窮者の文化的最低限の生活を保障するとともに、生活保護受給者に対し自立就労支援員による就業相談などを行い、自立につなげる。	生活福祉課
46	生活困窮者自立支援事業（一時生活支援事業）	ホームレスの自立に向けた相談・指導を行う。	生活福祉課
47	福祉貸付事業	低所得者世帯の経済的自立と生活意欲の高揚を図る。	生活福祉課
48	生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金）	生活保護の住宅扶助基準に基づき、家賃相当額の住宅手当を給付することで、生活困窮者が、安定した住居を確保し、安心して就職活動に勤しみ再就職できるようにする。	生活福祉課
49	中国残留邦人生活支援給付事業	中国残留邦人で永住帰国した方の自立支援を行うため、生活費や医療費などの給付を行う。	生活福祉課
50	生活保護受給者等進学支援事業	生活保護受給者及び児童扶養手当受給世帯の大学進学を希望する高校3年生に大学受験のための学習塾入学料、授業料の助成を行う。	生活福祉課
51	生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者に対し、自立相談や就労のための支援を行う。	生活福祉課
52	生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業）	一般就労に向けた準備が整っていない者を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する。	生活福祉課
53	健康づくりの支援	生活習慣病の発症、重症化の予防に重点を置いた保健事業の充実を図るとともに、被保険者の健康の維持管理に対する意識の啓発に努める。	国保・年金課
54	国民健康保険賦課徴収事業	収納率向上のため、口座振替を促進するとともに国保収納業務職員を活用し、収納対策に努める。	国保・年金課
55	ファミリーサポートセンター運営事業	「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」を結びつける会員制の育児支援ネットワークで、会員同士の助け合い制度。地域内の相互援助活動により、子育てを支援する。	子育て支援課
56	子育て短期支援事業	家庭での養育が一時的に困難になった場合などに、児童福祉施設などで一定期間、養育・保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図る。	子育て支援課
57	子育て支援パンフレット等作成事業	子育て支援に関するパンフレットを作成・配布し、子育て支援情報を提供する。	子育て支援課
58	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点（つどいの広場）において、子育て親子の交流の場の提供、子育て相談や子育て講演会等の子育て支援サービスを提供する。	子育て支援課

No.	事業名・取組	事業概要	担当課・団体
59	児童手当給付事業	次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童を対象に、手当を支給する。	子育て支援課
60	児童家庭相談事業	0歳から18歳までの子どもとその家庭（保護者）についての相談及び虐待対応を行うとともに、要保護児童対策地域協議会の事務局として、関係機関との連携やネットワーク機能の充実を図る。	子育て支援課
61	児童虐待発生予防事業	児童虐待についての啓発活動及び虐待予防を目的とした支援プログラムの実施。	子育て支援課
62	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師などによる専門的相談支援やホームヘルパーによる育児・家事援助を行う。	子育て支援課
63	助産施設入所事業	保健上必要があるにも関わらず、経済的な理由により入院助産を受けることのできない妊産婦を入所させて、助産を行う。	子育て支援課
64	母子・父子自立支援事業	ひとり親家庭の相談窓口となり、社会的資源を活用しながら、主体的に問題解決を図れるように支援する。	子育て支援課
65	母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者の自立を促進するために、継続的な自立・就労支援を行う。	子育て支援課
66	児童扶養手当給付事業	ひとり親家庭や、親に一定程度の障がいがある家庭の子どもの福祉の増進を図るため、手当を支給する。	子育て支援課
67	母子生活支援施設入所事業	配偶者のいない女性などその方が養育すべき児童を入所させ、自立に向けた生活支援を行う。	子育て支援課
68	障がい児福祉手当給付事業	重度障がい児の経済的負担を軽減するため、手当を支給する。	発達支援課
69	発達支援システム推進事業	乳幼児期から成人期まで、切れ目のない一貫した支援を提供するため、発達支援システムの推進を図る。	発達支援課
70	就学前児発達支援事業	児童の発達支援環境を総合的に整えるため、公私立保育所等への巡回支援、支援者や保護者対象の研修会、発達相談、発達検査およびグループ療育を実施する。	発達支援課
71	障がい児通所支援事業	障がい児の療育等の支援を行うため、障がい児通所施設での児童福祉サービス給付費および医療費を給付する。	発達支援課
72	障がい児タイムケア事業	発達障がい児と知的障がい児を対象に、児童間の交流や保護者の負担軽減のため、夏休み期間中の活動の場を提供し、グループ活動や全身を使った運動遊び等を行う。	発達支援課
73	妊婦・乳児健康診査事業	安心・安全な出産を迎えるため、妊婦健診にて母体と胎児の健康状態を定期的に確認する。乳児期の児の発育・発達、健康状態の確認のため、乳児一般健診と乳児後期健診を医療機関にて実施する。	健康増進課

No.	事業名・取組	事業概要	担当課・団体
74	訪問指導事業（母子保健） ・乳児家庭全戸訪問 ・新生児訪問 ・未熟児訪問など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）：主に助産師が訪問し、母児の健康状態の確認や育児・授乳についての相談に対応する。産後うつの早期発見・支援のため、エジンバラ産後うつ質問票（EPDS）等も実施し、保健師に引き継ぐ。</li> <li>・新生児訪問、未熟児訪問：乳児家庭全戸訪問に含めて実施。未熟児については医療機関とも連携し必要な保健指導を行う。</li> <li>・その他、随時、保健師が乳幼児家庭に訪問し、生活の場で相談支援を行う。</li> </ul>	健康増進課
75	妊娠・出産支援事業 ・利用者支援事業 ・産前・産後サポート事業 ・産後ケア事業	<p>妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目ない支援をめざし、従来の母子保健事業に加え、相談支援事業などを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者支援事業（母子保健型・基本型） 母子保健型：妊娠の届出時のアンケートを元に、保健師が、妊婦の心身の状態や妊娠の受け止め、産後の支援状況などを聞き取り、必要な方は継続して相談支援する。 基本型：子育て家庭のさまざまな悩みに保育士が相談者にあわせたスタイルで柔軟に対応。地域や保健師とも連携。</li> <li>・産前・産後サポート事業：赤ちゃんのことや授乳相談等に助産師が対応。電話や来所の個別相談の他、相談会も実施。</li> <li>・産後ケア事業：産後、家族などの十分なサポートが得られない母児（家庭）を対象に、助産師等が訪問により必要なケアを行う。</li> </ul>	健康増進課
76	母子健康手帳交付事業	妊娠の届出に対し母子健康手帳を交付。母子の健康管理のため、母子健康手帳の活用や妊婦健康診査について説明。妊婦健康診査の受診票も交付する。	健康増進課
77	禁煙サポート事業	妊娠の届出の際に妊婦に喫煙状況を確認し、希望者には禁煙サポートを行う。また、妊婦全員にパンフレットにて禁煙の啓発を行う。	健康増進課
78	4か月児健康診査事業	4か月児を対象に、身体計測、小児科診察、授乳相談等を実施する。 児の発育・発達とともに、母体の健康状態も確認する。保護者の育児状況や悩みなども確認し、助言やサービスの案内を行う。	健康増進課
79	1歳6か月児健康診査事業	1歳6か月児を対象に、身体計測、小児科診察、歯科診察、発達相談、栄養相談等を実施する。 児の成長・発達の確認とともに、保護者の育児状況や悩みなども確認し、助言やサービスの案内を行う。	健康増進課
80	3歳6か月児健康診査事業	3歳6か月児を対象に、身体計測、視力検査、小児科診察、歯科診察、発達相談、栄養相談等を実施する。 児の成長・発達の確認とともに、保護者の育児状況や悩みなども確認し、助言やサービスの案内も行う。	健康増進課



No.	事業名・取組	事業概要	担当課・団体
81	約束クリニック事業 (経過観察健診)	乳幼児健診等で経過観察が必要となった児を対象に、小児科診察や発達相談等を実施する。発達相談については、親子あそびも行う小集団での相談会も行う。	健康増進課
82	予防歯科事業	1歳から7歳の児を対象に、登録制で歯科健診とフッ素塗布、ブラッシング指導を行う。保護者には歯や口腔の健康について学ぶ歯の教室を実施。	健康増進課
83	2歳6か月児歯科健康 診査事業	う蝕の予防・早期発見のため、2歳6か月児を対象に、歯科健診とブラッシング指導などを実施する。あわせて栄養相談や育児相談も行う。	健康増進課
84	両親教室事業	妊婦や夫を対象に、妊娠から子育てについての講義や実技・実習を行うマタニティクラス、父親をターゲットにした父親準備教室を実施し、父・母になる準備を支援する。	健康増進課
85	食育推進事業	食生活に関心の高まる、妊婦や乳幼児の保護者などを対象に、食育を推進する目的で、クッキング教室や離乳食講習会を実施する。	健康増進課
86	育児相談会事業	乳児後期から1歳6か月児健診までの乳幼児を対象に、育児相談会を実施し、児の様子の確認や育児についての助言や保健指導を行う。	健康増進課
87	電話育児相談事業	電話での育児や妊産婦の健康についての相談に、保健師や助産師が対応。	健康増進課
88	池田市民健康フォーラム事業	生涯を通じて健やかに暮らすことをめざし、市民の健康意識を高めるため、健康関連の講演会やイベントの開催。	健康増進課
89	健康教育事業	生活習慣病の予防のために、医師等による講演会や栄養・運動の教室を実施する。また、歯と口腔の健康のため、歯や口腔機能、口腔ケアについても教室を実施する。	健康増進課
90	各種がん検診事業	がんの早期発見・治療をめざし、胃がん・肺がん・大腸がん・子宮がん・乳がん・前立腺がん検診を実施する。	健康増進課
91	結核検診事業	肺結核を見つけるため、65歳以上の希望者について、個別の健康診査時に結核検診を実施する。	健康増進課
92	住民健康診査事業	特定健診の対象以外となる、15歳から39歳の市民や生活保護受給者について、健康診査を実施し疾病の早期発見に努める。	健康増進課
93	骨粗鬆症検診事業	骨粗鬆症の発見・悪化予防のため、骨粗鬆症検診を実施する。	健康増進課
94	成人歯科検診事業	歯周病やう蝕の予防、口腔機能の維持のため、成人歯科健診を実施する。	健康増進課
95	在宅寝たきり老人等訪問 歯科事業	在宅で寝たきりの方について、口腔機能の回復による心身機能の維持・回復を目的に、訪問歯科健康診査を実施する。	健康増進課
96	健康相談事業	健康についての相談に、保健師や管理栄養士、歯科衛生士が対応。定期的に医師による健康相談も実施。	健康増進課

No.	事業名・取組	事業概要	担当課・団体
97	特定保健指導事業	特定健診の結果、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善により発症予防が期待できる方を対象に、生活習慣を見直すサポートを保健師・管理栄養士が行う。	健康増進課
98	健康増進計画・食育推進計画策定事業	乳幼児から高齢者まですべての人々が健やかに暮らすことができることをめざし、健康増進計画と食育推進計画を一体的に策定する。	健康増進課
99	禁煙推進ネットワーク	歯科医師会や薬剤師会、池田保健所などの関係機関とともに、世界禁煙デーにあわせて、飲食店の協力も得て、禁煙の啓発事業を開催。	健康増進課
100	エイフボランティアネットワーク	健康で明るく住みよい地域社会の実現をめざし、公衆衛生思想の普及向上と生活環境の改善に日々活動をつづけている。市の保健事業にも協力し、市も活動を支援。	健康増進課
101	不育症治療費助成事業	不育症の治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るため、健康保険適応外の治療費について一部助成を行う。	健康増進課
102	骨髄移植ドナー支援事業	骨髄移植のドナー登録を推進するため、ドナーとなり、骨髄・抹消血幹細胞を提供した方に、助成金を交付する。	健康増進課
103	予防接種事業	子どもや大人の定期予防接種を実施し、予防接種で防ぐことのできる感染症の罹患・重症化の予防、感染拡大を防ぐ。	健康増進課
104	広域医療対策事業	平日の夜間、土日・祝日の子どもの急病に対応する、豊能広域こども急病センターを運営するための費用を近隣市町とともに担う。	健康増進課
105	住民健康診査事業	特定健康診査を実施し市民の健康維持に努める。	休日急病診療所
106	一般介護予防事業	高齢者を対象に体操・運動教室を開催し、高齢者の要支援・要介護状態への移行を予防する。	休日急病診療所
107	介護予防・生活支援サービス事業	日常生活に支障のある要支援者に対して、リハビリ専門職による運動機能向上プログラムを実施する。	休日急病診療所
108	休日急病診療所管理運営事業	内科・小児科・歯科診療を、日曜日・祝日・年末年始に実施する。	休日急病診療所
109	中小企業事業資金融資預託事業	金融機関への預託により低金利の事業資金の斡旋を行うことで、中小企業の経営の安定と、商工業の発展に努める。	地域活性課
110	しごと相談・支援センターの設置（就労・労働相談）	就労を妨げるさまざまな要因を抱えている方の就労の相談・支援、労働問題の相談を行う。	地域活性課
111	消費者相談事業 ・消費生活センター運営事業	複雑・多様化する相談に対処するため、消費生活センターの相談能力向上をめざす。	地域活性課
112	人権擁護啓発事業	課題に即した人権啓発活動を行い、あらゆる人権問題の解消とすべての人の人権を大切にす意識の高揚を図る。	人権・文化国際課

No.	事業名・取組	事業概要	担当課・団体
113	人権等相談事業	多種多様な人権問題や人権侵害に対して、総合相談窓口をはじめ人権相談所を開設し、相談者の抱える問題解決を図る。	人権・文化国際課
114	池田地区人権擁護委員	人権擁護委員が市民からの人権相談を受け、問題解決を図る。	人権・文化国際課
115	男女共生サロン管理事業	男女共同参画社会の実現に向けて活動するグループや個人の支援を行い、行政情報や図書、資料作成の場の提供、女性のための相談を実施。	人権・文化国際課
116	ドメスティック・バイオレンス対策事業	緊急一時保護・緊急避難支援制度を充実させ、DV被害者等の救済を図る。	人権・文化国際課
117	女性のための相談事業	女性の悩みやセクハラ、性暴力、DVなどあらゆる相談に応じる。	人権・文化国際課
118	多文化共生事業	市民ボランティアと協働した在住外国人向けの事業や啓発事業の実施を通して、在住外国人及び市民がともに生活しやすい環境をつくる。	人権・文化国際課
119	就学援助事業	経済的理由により学校諸費用の納付が困難な準要保護世帯や特別支援学級在籍の児童がいる世帯の保護者が負担する教育関係経費（学用品費、給食費など）の一部を援助する。	総務・学務課
120	就学就園助成事業	経済的な理由で学資の支弁が困難な大学生・高校生・中学3年生・小学6年生への奨学金の支給及び幼稚園保育料等の軽減により、就学等・就園を促進する。	総務・学務課
121	道徳教育推進事業	市内各校の「生きる力」育成の中核として重視されている「心の教育」のため、道徳教育を充実させ、道徳的価値観を育成する。	学校教育推進課
122	学校人権教育推進活動事業	教職員研修の実施や人権教育資料・教材の充実を図り、研究活動と実践を行う。	学校教育推進課
123	「ふくまる教志塾」わがまち先生養成獲得事業	大阪府からの教職員人事権の移譲により、池田市の教員をめざす優れた人材を育成するとともに発掘・確保に努める。	教育政策課
124	中学校指導支援事業	児童・生徒の健全育成を図るために「学園生活指導協力委員会」を組織し、非行防止等に努める。	教育センター
125	青少年指導員活動事業	市内11小学校区から60名の青少年指導員を2年間の市長委嘱とし、青少年の健全育成活動を行う。	教育センター
126	教育相談事業	池田市在住の3歳から15歳までの子どもとその保護者を対象とした教育相談を実施し、専門的な支援を行う。	教育センター
127	適応指導事業	適応指導教室では、自主的自発的に活動する意欲を育て、学校生活や社会生活への意欲の向上を支援する。また不登校対応研修や保護者対象の子育て講座等を実施する。	教育センター
128	NPO連携教育相談等支援事業	NPOの独自性、機動性、柔軟性を発揮し、学校に適応できない児童・生徒（不登校児童・生徒）やその保護者のニーズにあった場を設定し、よりきめ細かな対応を図る。	教育センター

No.	事業名・取組	事業概要	担当課・団体
129	いじめ・不登校等トータルサポート事業	小・中学校へ支援員（スクールアシストメイト）を派遣し、いじめ・不登校問題を中心に、課題を抱える児童・生徒及びその保護者・家庭を支援する。	教育センター
130	教職員研修事業	教職員に必要な研修を計画的に実施する。	教育センター
131	留守家庭児童会運営事業	放課後及び長期学校休業中、保護者が不在となる留守家庭児童を対象に生活指導を行い、楽しい集団生活を営ませ、豊かな心情と身体を養い、その健全な育成を図る。	地域教育課
132	教育コミュニティづくり推進事業	各学園単位で、学校・保護者・地域住民・教育関係諸団体等、人々が相互に学びあい協働し、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進する。	地域教育課
133	学校支援地域本部推進事業	「学校支援地域本部」の取組みを地域に定着・発展させることで、地域住民の居場所づくりを行うとともに、地域による継続的な学校支援体制の構築を図る。	地域教育課
134	スクールカウンセラー配置事業	さまざまな課題を抱えた児童・生徒及びその保護者に対し、スクールカウンセラーによる心理的ケアや、社会福祉の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーによるアセスメントを通して、関係者と連携した多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。	地域教育課
135	池田子どもの居場所づくり推進事業	地域の大人が、放課後に小学校を活用して、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、小学生を対象にスポーツや文化活動などの様々な体験活動を提供する。	地域教育課

## 第6章 計画の推進

### 1 推進体制

本計画の推進にあたっては、本市が主体となりながら、国・大阪府の関係機関と連携を図るとともに、広く市民や関係者などの民間の協力を得て、それぞれの役割分担の下で、一体となって対応していくことが重要となります。

医療関係者、教育関係者、警察その他の行政機関に属する者、福祉団体、地域福祉関係者等が一堂に会して包括的に自殺対策を推進できるよう「池田市自殺対策連絡協議会」を引き続き設置します。

また、庁内関係部局間の連携・調整を図り、計画の総合的・効果的な推進に努めます。

### 2 進行管理

計画の進捗状況の管理については、毎年度本市の自殺対策関連事業の実施状況及び目標達成状況を把握し、「池田市自殺対策連絡協議会」における審議と評価を行います。

また、必要に応じて、目標達成に向けた課題の整理と取組内容の見直しを行います。計画の最終年度である令和11年度(2029年度)には最終評価を行い、次にめざすべき方向性を検討します。

#### 本計画における目標値

厚生労働省「人口動態統計」による	現状値 (平成30～令和4年平均)	目標値 (令和6～11年平均)
自殺死亡率 (人口10万人当たりの自殺者数)	11.8	国・府の目標値を下回り、かつ現状値を下回る

※国の数値目標は令和8年に13.0以下、大阪府の数値目標は令和9年に13.0以下。

	現状値(令和4年)	目標値
ゲートキーパー研修 開催回数及び参加人数	年1回・30人	年1回以上・50人以上



## 参考資料

### (1) 策定体制

#### ○ 池田市自殺対策計画策定委員会条例

平成30年3月27日条例第4号

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づき、池田市自殺対策計画（以下「計画」という。）の策定（見直しを含む。以下同じ。）を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として、本市に池田市自殺対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて計画の策定について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織等)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 医療関係者

(3) 教育関係者

(4) 警察その他の行政機関に属する者

(5) 市民

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、前項の規定による委嘱又は任命の日から当該諮問に係る答申の日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、公開とする。ただし、会長が、会議の公正が害されるおそれがあると認めるときは、公開しないことができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(その他運営に関する事項)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、未選出、辞任等の事由により会長が未定の場合における委員会の会議は、市長が招集する。



○ 令和5年度池田市自殺対策計画策定委員会名簿

	機関名及び団体名	関係部局長等	氏名
1	静岡県立大学	短期大学部 社会福祉学科 准教授	尾崎 剛志
2	一般社団法人池田市医師会	救急災害対策委員会委員長	堀口 敬
3	大阪府池田保健所	地域保健課	塩屋 美紀
4	大阪府池田警察署	生活安全課	岩崎 安宏
5	大阪府池田子ども家庭センター	副主査	岩田 達仁
6	社会福祉法人池田市社会福祉協議会	地域福祉課長	南野 宏樹
7	社会福祉法人精神障害者地域活動支援センター咲笑	相談支援専門員	山本 順
8	池田市民生委員児童委員協議会	会長	西田 明紀
9	池田市市民活動部	次長兼人権・文化国際課長	樽谷 達也
10	池田市子ども・健康部	子育て支援課長	五十嵐 章
11	池田市子ども・健康部	次長兼健康増進課長	武田 克彦
12	池田市福祉部	次長兼生活福祉課長	安岡 一樹
13	池田市福祉部	高齢・福祉総務課長	楠田 慎太郎
14	池田市教育委員会教育部	次長兼人権教育監兼学校教育推進課長	安原 宏一
15	一般公募		植村 ヨシ子
16	一般公募		尾上 浩美
17	一般公募		瓦谷 奈緒美
18	一般公募		西坂 育子
19	一般公募		村上 后子

(敬称略)

## (2) 策定経過

※計画策定後に作成

